

# 物流環境大賞表彰規程

一般社団法人日本物流団体連合会

## (表彰の目的)

第一条 この規程は、物流部門における環境保全の推進や環境意識の高揚等を図り、もって物流の健全な発展に貢献した団体、企業又は個人(以下、「事業者等」という。)の功績を讃え「物流環境大賞」として表彰することを目的とする。

## (表彰者)

第二条 この規程に定める表彰は、一般社団法人日本物流団体連合会会長(以下「会長」という。)の名により行う。

## (表彰の種類)

第三条 表彰は、表彰状の贈呈によりこれを行う。ただし、特に必要と認められる場合には、表彰状のほか、賞金又は副賞を付与することができる。

## (被表彰者の選考基準)

第四条 被表彰者は、次の基準により選考するものとする。

- 一 モーダルシフトの推進、輸送網の集約、輸配送の共同化等物流効率化を図る優れた取組みであって、温室効果ガスの削減に資するものを実施し、もって物流の健全な発展に貢献した事業者等
- 二 物流分野に関して、環境保全に資する優れた取組み又は環境啓発活動等を行い、サステナブルな社会の実現に貢献し、もって物流の健全な発展に貢献した事業者等
- 三 物流分野において、物流の高度化、効率化、デジタル化等に対応し、環境負荷低減に資する先進的な技術開発を行い、又は先進技術を活用して環境負荷低減に資する物流システム、輸送機器、施設等の創出を図り、

- もって物流の健全な発展に貢献した事業者等
- 四 その他、物流分野における環境保全の推進、環境意識の高揚等を図り、もって物流の健全な発展に貢献した事業者等

(選考の方法)

第五条 選考は、一般社団法人日本物流団体連合会に設置された物流環境大賞選考委員会(以下「委員会」という。)が前条の選考基準に基づき行う。

2 委員会の選定を受け、会長は、6月の通常総会において被表彰者を表彰するとともに、その旨の公表を行う。

3 委員会は、物流環境大賞のほか、以下に定めるとおり各部門賞ごとに被表彰者を選定し、表彰することができる。この場合において、以下の各部門賞及び物流環境大賞の被表彰者は重複しないものとする。

一 物流環境大賞：(第四条第一号から第三号のいずれかに該当する案件の中で、最も優れた取組みを行った事業者等)

二 低炭素物流推進賞：(第四条第一号に該当する案件の中で、特に優れた取組みを行った事業者等)

三 サステナブル活動賞：(第四条第二号に該当する案件の中で、特に優れた取組みを行った事業者等)

四 先進技術賞：(第四条第三号に該当する案件の中で、特に優れた取組みを行った事業者等)

五 特別賞：(第四条各号のいずれかに該当する優れた取組みを行った事業者等)

六 日本物流記者会賞：(前号の特別賞に該当する案件の中で、日本物流記者会が特別に選出した取組みを行った事業者等)

平成12年6月8日決定  
(平成24年 4月1日改訂)  
(平成27年12月1日改訂)  
(令和 2年12月1日改訂)